

「(仮称)船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)の骨子」に対する意見募集(パブリック・コメント)の実施について

1. 政策案等の名称

(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)の骨子

2. 意見募集の期間

令和7年12月11日（木曜日）から令和8年1月14日（水曜日）まで（必着）

3. 意見募集の趣旨

令和8年7月に船橋市に児童相談所が設置され、児童福祉法に基づく児童相談所設置市となる予定です。それに伴い、指定障害児入所施設等の指定事務等が、千葉県から船橋市に移譲されます。そのため、船橋市では「(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の制定の準備を進めています。この条例を定めるにあたり、条例(案)の骨子を作成いたしましたので、皆様から御意見を募集いたします。

4. 資料の閲覧方法

資料は、療育支援課（船橋市役所3階）、指導監査課（別館2階）、行政資料室（船橋市役所11階）、こども発達相談センター、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）、各出張所・連絡所、各公民館（中央公民館、習志野台公民館、塚田公民館は除く）、各図書館（東図書館は除く）、各子育て支援センター、各児童ホーム（前原児童ホーム、塚田児童ホーム、飯山満児童ホームは除く）に配架しているほか、市ホームページで閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に通勤または通学されている方
- ・ この条例(案)に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

6. 意見の提出方法

(1) スマート申請

以下のURLまたは右の二次元コードから、「船橋市スマート申請」にアクセスし、ご回答ください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/surveys/5267824636365786454>



(2) 郵送、ファックス、電子メール、持参

次の5点をご記入の上、「8. 提出・問い合わせ先」まで御提出ください。

- ① 住所（所在地）
- ② 氏名（法人その他団体にあっては、名称及び代表者氏名）
- ③ 電話番号
- ④ 市外の方は、「市内に通勤・通学している」、「この条例案に関し利害関係を有する（市内で事業を営む方など）」どちらか当てはまる方を御記入ください。
- ⑤ 条例（案）の骨子に対する御意見
※様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。

(3) 注意事項

- ・ 御記入いただいた個人情報（住所・氏名・電話番号）は、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。
- ・ 匿名や電話での受付はしておりませんので、御了承ください。

7. 留意事項

- ・ 提出いただいた御意見の概要は、内容ごとに整理・分類等した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日市ホームページに掲載いたします。
- ・ この手続きは、賛否を問うものではありません。
- ・ 個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

8. 提出・問い合わせ先

健康福祉局 地域子育て部 療育支援課 整備計画係
〒273-8501 船橋市 療育支援課 （※郵送の際、住所の記入は不要です）
TEL：047-436-2121
FAX：047-436-2549
E-MAIL：ryoiku@city.funabashi.lg.jp

(仮称) 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）の骨子

1. 条例制定の背景

令和8年7月に本市が児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」となることに伴い、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の指定事務が千葉県から船橋市に移譲される予定です。

移譲に伴い、上記施設に係る基準を定める必要があることから、「（仮称）船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定するものです。

<施設の内容>

施設名	内容
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行う。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定発達支援医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行う。

2. 国の基準

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

3. 条例（案）について

本条例で定める基準については、国の基準に従わなければならない部分（従うべき基準）と、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる部分（参酌すべき基準）があり、基本的には国の基準に準拠しますが、下記について独自基準を制定する予定です。

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の非常災害対策に係る基準（参酌すべき基準）の非常災害対策計画の周知範囲について、国の基準では従業者のみとなっているが、従業者並びに入所する障害児及びその家族等まで拡大する。

<理由>

障害児を対象とした施設である児童発達支援センター等の指定基準について、平成31年4月に中核市に指定事務が移譲された際に制定した「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」において、上記の独自基準をすでに定めていることから、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設についても同様の独自基準を定めるものです。

4. スケジュール（予定）

- ・令和7年12月 条例（案）の骨子に対する意見募集の実施
- ・令和8年 2月 令和8年第1回定例会へ条例案の提出
- ・令和8年 3月 条例公布
- ・令和8年 7月 条例施行

●障害児入所施設等関係の国基準・千葉県条例抜粋、船橋市の独自基準の考え方

国 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	千葉県 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	船橋市の独自基準の考え方
第二章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 (非常災害対策) 第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。	第四章 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準 (非常災害対策) 第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。	国基準及び県条例において、「従業者」と規定されている部分を、「 <u>従業者並びに入所する障害児及びその家族等</u> 」とする。

※医療型障害児入所施設については準用規定あり

●障害児関係施設等の基準条例制定状況

	【認可基準】 ▶児童福祉施設の最低基準	【指定基準】 ▶サービス提供のために満たすべき人員、設備、運営の基準
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	<u>令和8年7月条例改正予定</u> 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」	<u>令和8年7月条例制定予定</u> 「(仮称)船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
児童発達支援センター		<u>令和元年7月条例制定済み</u> 「船橋市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」 (非常災害対策)
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	なし ※児童福祉施設ではないため	第5条 前条の規定によりその例によることとされる府令第40条第1項(府令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2及び第71条の6において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、「従業者並びに利用する障害児及びその家族等」とする。